

議案第八九号

伝染病予防委員の事務支給に関する条例を次のように定めるものとする

原案可決

昭和三十一年三月町条例

等

昭和三十一年十二月二十六日提出
昭和三十一年十二月

三朝町長 提出
日誌決 天 野

東伯郡 三朝町 三朝町長 印
東伯郡 三朝町 三朝町長 印

伝染病予防委員の事務支給に関する条例

第一条

本町において伝染病予防法第十五条の規定により伝染病予防委員を

第二条

伝染病予防委員の事務は、次の標準に基き、

- 1. 医師 月額 一、二〇〇円以内
- 2. 其の他 月額 五〇〇円以内

この条例は、昭和三十一年四月一日より

